

目次

中部運輸局編

《法令の改正》

◎車 両 法：令和元年5月24日

法律第14号まで

◎施行規則：令和4年5月20日

国土交通省令第45号まで

◎点検基準：令和2年2月6日

国土交通省令第6号まで

◎審査規程：令和4年12月26日

第47次改正まで

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	7
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	17
4 自動車の点検整備制度	19
5 自動車の検査制度	28
6 整備工場の認証制度	40
7 指定制度（工場関係）	51
8 指定制度（検査員関係）	66
9 指定制度（保安基準適合証関係）	70
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	83

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	93
2 自動車の装置一般	100
3 自動車の車体関係	109
4 自動車の室内関係	114
5 自動車の騒音・排ガス関係	122
6 自動車の灯火関係	126
7 警音器・後写鏡・速度計 他	138
8 テスタ等による機能維持確認	145

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	158
2 年度別計算問題	159

第4章 年度別試験問題

1 令和4年度 第1回	181
2 令和4年度 第2回	194
3 令和3年度 第1回	206
4 令和3年度 第2回	218
5 令和2年度 第1回	230
6 令和元年度 第1回	243
7 令和元年度 第2回	255
8 平成30年度 第2回	267

第5章 暗記ノート

● 第1章 ● 車両法

● 第2章 ● 保安基準

● 第3章 ● 計算問題

● 第4章 ● 年度別試験問題

第1章 車両法

1. 目的・用語・自動車の種別

- 1. 車両法の目的 7
- 2. 用語の定義 7
- 3. 自動車の種別 8
- 4. 自動車の種別 (別表第1) 9

2. 自動車の登録制度

- 1. 登録の一般的効力 9
- 2. 新規登録の申請 10
- 3. 自動車登録番号標の封印等 10
- 4. 変更登録 11
- 5. 移転登録 12
- 6. 永久抹消登録 12
- 7. 一時抹消登録 13
- 8. 自動車登録番号標の表示 13
- 9. 車台番号等の打刻 14
- 10. 打刻の塗まつ等の禁止 15
- 11. 臨時運行の許可 16
- 12. 回送運行の許可 16

3. 保安基準

- 1. 保安基準 (自動車の構造) 17
- 2. 保安基準 (自動車の装置) 18

4. 自動車の点検整備制度

- 1. 点検及び整備の義務 19
- 2. 定期点検整備 (法令) 20
- 3. 定期点検整備 (点検期間) 20
- 4. 定期点検整備 (点検内容) 22
- 5. 定期点検整備 (走行距離項目 / 基準の注釈) 23
- 6. 点検整備記録簿 24
- 7. 整備管理者 26
- 8. 不正改造による整備命令 27

5. 自動車の検査制度

- 1. 自動車の検査及び自動車検査証 28
- 2. 自動車検査証の記載事項・記録事項 29
- 3. 新規検査 31
- 4. 自動車検査証の有効期間 32
- 5. 自動車検査証の有効期間の起算日 33
- 6. 継続検査 35
- 7. 自動車検査証の備付け及び検査標章 35
- 8. 自動車検査証記録事項の変更 36
- 9. 構造等変更検査 37
- 10. 自動車検査証等の再交付 37
- 11. 予備検査 38
- 12. 限定自動車検査証 38
- 13. 検査記録 39
- 14. 自動車部品を装着した場合の取扱い 39

6. 整備工場の認証制度

- 1. 特定整備事業の種類 40
- 2. 地方運輸局長の認証 41
- 3. 認証基準 41
- 4. 特定整備の定義 42
- 5. 特定整備事業者の変更届 44
- 6. 事業の相続、合併及び分割
 ／事業の譲渡 45
- 7. 特定整備事業者の標識 45
- 8. 特定整備事業者の義務 46
- 9. 特定整備記録簿 46
- 10. 特定整備事業者の遵守事項 48
- 11. 整備主任者 49
- 12. 事業の停止等 50

7. 指定制度 (工場関係)

- 1. 優良自動車整備事業の認定 51
- 2. 指定自動車整備事業の指定 51
- 3. 指定工場の設備、技術及び管理組織 52
- 4. 自動車の検査の設備 54
- 5. 要員関係の基準の解釈 55
- 6. 作業場等の基準の解釈 57
- 7. 対象自動車の指定 59
- 8. 自動車の検査の設備 (共同使用の要件) 59
- 9. 設備の維持 60
- 10. 検査用機器の校正 60
- 11. 検査用機器の構造と取扱
 (サイドスリップ・テスト) 61
- 12. 検査用機器の構造と取扱
 (ブレーキ・テスト) 62
- 13. 検査用機器の構造と取扱
 (速度計試験機) 62
- 14. 検査用機器の構造と取扱
 (前照灯試験機) 63
- 15. 検査用機器の構造と取扱
 (騒音計・音量計) 63
- 16. 検査用機器の構造と取扱
 (一酸化炭素測定器・炭化水素測定器) 65
- 17. 検査用機器の構造と取扱
 (黒煙測定器) 65
- 18. 検査用機器の構造と取扱
 (オパシメータ) 66

8. 指定制度 (検査員関係)

- 1. 自動車検査員の選任 66
- 2. 自動車検査員の要件 67
- 3. 自動車検査員の兼任 68
- 4. 自動車検査員の解任 69
- 5. 自動車検査員の研修 69

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による 保安基準適合証の交付	70
2. 保安基準適合証等の交付範囲	72
3. 自動車検査員による検査 (検査等の基準)	73
4. 自動車検査員による証明 (同一性の確認)	76
5. 自動車検査員による証明 (一時抹消登録車の取扱い)	76
6. 自動車検査員のサービス	76
7. 自動車検査員の作業区分	77
8. 保安基準適合証等の有効期間	78
9. 保安基準適合証の取扱い (適合標章の表示)	79
10. 保安基準適合証の取扱い (記載方法)	79
11. 保安基準適合証の取扱い (不正使用の防止)	80
12. 保安基準適合証の取扱い (最終の検査申請日)	81
13. 自賠責保険	82
14. 限定保安基準適合証	83

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項）	83
2. 指定整備記録簿（保存期間）	85
3. 指定整備記録簿（記載要領）	86
4. 指定整備事業者の罰則の適用	87
5. 保安基準適合証の交付の停止	87
6. 指定整備事業者の変更届	87
7. 不正使用等の禁止	88
8. 不正改造等の禁止	88

1 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
[R4.2/R1.2/H29.2]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、（ ）の福祉を増進することを目的とする。[R4.1/H30.2]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ ）の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1/H30.1]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての（ ）等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R2.1]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R1.1]

◎正解 1…技術：2…公共：3…公害：4…公証：5…整備事業

[関係法令]

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、（ ）及び軽車両をいう。[H30.1]
- ☑2. この法律で「自動車」とは、（ ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R3.2/H30.2]

◎正解 1…原動機付自転車：2…原動機

[関係法令]

◆車両法◆第2条（定義）

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

◎正解 1…6月：2…6月/第5：3…6月/第5：4…6月：5…6：6…1年/第6：7…1年/第6：8…6：9…1年/第6

[関係法令]

◆点検期間のまとめ（編集部）◆

自動車の種類	定期点検の基準と点検の間隔
①自動車運送事業用（貨物軽自動車運送事業を除く）の自動車 ▷軽自動車旅客運送事業用を含む。	被牽引自動車 を除く 別表第3 (3月ごと)
②乗車定員11人以上の自家用バス ③車両総重量8トン以上の自家用自動車 ④貨物運送用の普通・小型自動車のレンタカー ⑤幼児専用車及び特種用途の普通・小型自動車のレンタカー	被牽引自動車 に限る 別表第4 (3月ごと)
①車両総重量8トン未満の貨物運送用の自家用普通・小型自動車 ②乗車定員10人以下の幼児運送専用の自家用普通・小型自動車 ③車両総重量8トン未満の特種用途の自家用普通・小型自動車 ④車両総重量8トン未満の自家用大型特殊自動車 ⑤乗車定員10人以下の乗用の普通・小型・検査対象軽自動車のレンタカー ⑥貨物運送用の検査対象軽自動車のレンタカー	別表第5 (6月ごと)
①二輪自動車のレンタカー	別表第5の2 (6月ごと)
①自家用乗用自動車 ②貨物運送用の自家用検査対象軽自動車 ③特種用途の自家用検査対象軽自動車 ④貨物軽自動車運送事業用検査対象軽自動車	別表第6 (1年ごと)
①小型二輪自動車 ②軽二輪自動車	別表第7 (1年ごと)

4 定期点検整備（点検内容）

[過去出題例]

- 1. 事業用自動車等の定期点検基準（別表第3）では、原動機の燃料装置の燃料漏れは、（ ）ごとに点検しなければならない。[R2.1]
- 2. 乗車定員2人、車両総重量19,980kgである事業用普通貨物自動車の定期点検において、スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷については、（ ）ごとに実施しなければならない。[R4.2]
- 3. 自動車点検基準の別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）では、車両総重量8t以上又は乗車定員30人以上の自動車のスペアタイヤの取付状態は、（ ）ごとに点検しなければならない。[R3.1/R1.1]
- 4. 事業用自動車等の定期点検基準（別表第3）では、緩衝装置のショック・アブソーバの油漏れ及び損傷は、（ ）ごとに点検しなければならない。[H30.2]
- 5. 点検基準の別表第4（被牽引自動車等の定期点検基準）では、車両総重量8t以上の自動車のスペアタイヤの取付状態は、（ ）ごとに点検しなければならない。また、当該自動車にかかる定期点検整備を行った旨を記載した点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から（ ）間である。[R4.1]
- 6. 乗車定員3人、最大積載量4,000kg、車両総重量7,995kgである自家用普通貨物自動車（レンタカーを除く）における制動装置のブレーキ・ディスクとパッドとのすき間及びパッドの摩耗は、（ ）ごとに点検しなければならない。また、制動装置のブレーキ・ホース及びブレーキ・パイプの漏れ、損傷及び取付状態は、（ ）ごとに点検しなければならない。[R1.2/H30.1]

- ☑7. 自動車点検基準の別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）では、走行装置のホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検は、（ ）ごとに行うように定められている。[R3.2]
- ☑8. 点検基準の別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）において、車載式故障診断装置の診断の結果は、（ ）ごとに点検しなければならない。[R4.2]
- ☑9. 点検基準の別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）では、車載式故障診断装置の診断の結果は、（ ）ごとに点検しなければならない。[R4.1]

◎正解 1…3月：2…3月：3…3月：4…3月：5…3月/1年：6…12月/6月：7…6月：
8…12月：9…1年

[関係法令]

◆点検基準◆第2条（定期点検基準）

1. 法第48条第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

▷大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車を除き、車載式故障診断装置（OBD）の診断の状態が定期点検項目に追加

(1) 法第48条第1項第1号に掲げる自動車（被牽引自動車を除く） 別表第3

▷緩衝装置のショック・アブソーバの油漏れ及び損傷の点検は3月ごとに行う。

▷原動機の燃料装置の燃料漏れは3月ごとに行う。

▷車両総重量8t以上又は乗車定員30人以上の自動車は、3月ごとにスペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷、スペアタイヤの取付状態の点検をしなければならない。

(2) 法第48条第1項第1号に掲げる自動車（被牽引自動車に限る） 別表第4

▷車両総重量8t以上の自動車は、3月ごとにスペアタイヤの取付状態の点検をしなければならない。

(3) 法第48条第1項第2号に掲げる自動車（二輪自動車を除く） 別表第5

▷ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷及び取付状態の点検は6月ごとに行う。

▷ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間及びパッドの摩耗の点検は12月ごとに行う。

▷ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検は6月ごとに行う。

▷車載式故障診断装置の診断の結果の点検は12月ごとに行う（大型特殊自動車を除く）。

(4) 法第48条第1項第2号に掲げる自動車（二輪自動車に限る） 別表第5の2

(5) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車（二輪自動車を除く） 別表第6

▷車載式故障診断装置の診断の結果の点検は1年ごとに行う。

(6) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車（二輪自動車に限る） 別表第7

5 定期点検整備（走行距離項目／基準の注釈）

[過去出題例]

- ☑1. 乗車定員2人、最大積載量3,500kg、車両総重量7,990kgである自家用普通貨物自動車（レンタカーは除く）におけるエグゾースト・パイプ及びマフラの取付けの緩み及び損傷の点検は、(①) 月ごとに行うように定められている。なお、当該点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が(②) 月当たり(③) 千km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。[H29.2]
- ☑2. 自家用乗用自動車（レンタカーは除く）における動力伝達装置について、プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフトは、1年ごとに連結部の（ ）を点検しなければならない。なお、当該点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり（ ）千km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。[H30.2]

◎正解 1…①12/②6/③4：2…緩み/5

第2章 保安基準

中部運輸局が行う検査員教習修了試問の保安基準関連の出題については、自動車製作年月日を試問実施日とすることが多い。そこで、第2章は特にことわりのない限り、令和5年8月3日に製作された自動車に適用される規定による正解及び関係法令（審査規程）を収録している。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義	93
2. 不適切な補修等	94
3. 燃料タンクの容量等の算定及び確認	95
4. 適用	95
5. 長さ、幅及び高さ	96
6. 最低地上高	97
7. 車両総重量・軸重・輪荷重	98
8. 安定性	99
9. 最小回転半径	99
10. 接地部及び接地圧	99

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	100
2. 速度抑制装置	100
3. 走行装置	101
4. 施錠装置	102
5. 制動装置	103
6. 衝突被害軽減制動制御装置 (自動ブレーキ)	103
7. 緩衝装置	104
8. 燃料装置	105
9. 高圧ガスの燃料装置	105
10. 高圧ガスの燃料装置 (LPガス自動車)	107
11. 高圧ガスの燃料装置 (CNG自動車)	108
12. 電気装置	108
13. サイバーセキュリティシステム 及びプログラム等改変システム	108

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	109
2. 車体表示	111
3. 巻込防止装置	112
4. 突入防止装置	112

4. 自動車の室内関係

1. 運転者席	114
2. 座席ベルト非装着時警報装置	115
3. 年少者用補助乗車装置	116
4. 通路	116
5. 立席	117
6. 乗降口	117
7. 非常口	118
8. 物品積載装置	119
9. 窓ガラス (性能)	120
10. 窓ガラス (貼付物等)	121

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置 (消音器)	122
2. 排出ガス等発散防止装置	124
3. 排出ガス等の発散防止装置 (機能維持)	124

4. 排出ガス等の発散防止装置 (排気管) 125

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	126
2. すれ違い用前照灯	127
3. 前部霧灯	128
4. 車幅灯	128
5. 昼間走行灯	129
6. 前部反射器	130
7. 側方灯・側方反射器	130
8. 番号灯	131
9. 尾灯	131
10. 後部霧灯	132
11. 後部反射器	132
12. 大型後部反射器	133
13. 再帰反射材	134
14. 制動灯	134
15. 後退灯	135
16. 方向指示器	136
17. その他の灯火等の制限	137

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	138
2. 非常信号用具	139
3. 盗難発生警報装置	139
4. 後写鏡	140
5. 直前及び側方の視界	140
6. 後退時車両直後確認装置	141
7. 窓ふき器等	141
8. 速度計	141
9. 内圧容器	142
10. 運行記録計	142
11. 緊急自動車	143
12. 道路維持作業用自動車	143
13. 自主防犯活動用自動車	144
14. 乗車定員	144

8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態 (サイドスリップ・テスタ)	145
2. 窓ガラスの透過率 (可視光線透過率測定器)	145
3. 近接排気騒音の大きさ (騒音計等)	145
4. CO・HCの濃度 (CO・HCテスタ)	150
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 (オパシメータ又は黒煙測定器)	152
6. 前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機)	154
7. 警音器の音の大きさ (騒音計)	157
8. 速度計の指度の誤差 (速度計試験機)	157

8 テスタ等による機能維持確認

1 かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスト）

[関係法令（参考）]

◆審査規程9-2 かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスト）・要約

[横滑り量] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

対象	基準
四輪以上の自動車のかじ取車輪	走行1mにつき5mmを超えてはならない（*）

* 自動車製作者等がかじ取装置について指定する横滑り量の範囲内にある場合は除く。

2 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）

[関係法令（参考）]

◆審査規程9-4 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）・要約

[可視光線透過率測定器による測定基準] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

対象		基準
自動車に備える前面ガラス及び側面ガラス（*1）	着色フィルム等が装着（*2）され、貼り付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたとき	70%以上

* 1：運転者席より後方の部分を除く。また、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分に限る（すなわち前面ガラスの上部20%は対象外）。

* 2：窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。

3 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）

[規制値]

- 1. 自動車検査証の備考欄に記載された製作年月日が「昭和63年5月31日」である並行輸入自動車であって、乗車定員5人の普通乗用自動車の発する騒音が85dBを超えるおそれがあったため、当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の80%で無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ20m離れた地上高さ1.2mの位置における騒音の大きさを測定した。[R4.1]
- 2. 平成18年4月1日に製作された内燃機関を原動機とする、乗車定員2人の普通乗用自動車の近接排気騒音を測定したところ、97dBであったが、車両の後部に原動機を有する自動車であったため、保安基準適合と判断した。[R3.2]
- 3. 平成25年8月に製作された小型二輪自動車の近接排気騒音をテストにより測定した結果、96.0dBであったが、当該自動車に取付けられた後付消音器本体に「後付消音器の技術基準」に基づく一般社団法人JMCA登録性能確認機関による性能等確認済表示がされていたため、保安基準適合とした。[H29.2改]

[測定方法]

- 4. 音量計を用いて近接排気騒音を測定する場合、聴感補正回路を（ ）にする。[H29.2]
- 5. 普通乗用自動車（車両の前部に原動機を有する平成10年騒音規制車）の近接排気騒音を測定する際に、音量計（騒音計）の周波数補正回路の特性をC特性にして測定した。[R4.2/R2.1/H30.2]
- 6. 小型乗用車の近接排気騒音を測定する際に、騒音計の周波数補正回路の特性をA特性にして測定した。[R1.2]

☑7. 乗車定員5人の普通乗用自動車（車両の前部に原動機を有する平成10年騒音規制車）の近接排気騒音を騒音計の周波数補正回路の特性をA特性にして測定した結果、96.9dBと96.3dBであったため、保安基準適合と判断した。[R1.1]

◎正解 1…× (60%⇒80%) : 2…○ : 3…× : 4…A特性 : 5…× : 6…○ : 7…○

[関係法令]

◆審査規程9-5 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）・要約

[排気騒音規制車]

- 次表の「区分」に掲げる自動車であって「適用日」以前に製作されたものは、排気騒音（当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の60%で無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ20m離れた地上高さ1.2mの位置における騒音の大きさをいう）をdBで表した値が85dBを超えない構造でなければならない。

区分	適用日
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあっては、同年12月31日）
イ 騒音防止装置認定自動車	昭和50年12月31日
ウ 国土交通大臣が指定する自動車（ア及びイに掲げる自動車を除く）	昭和53年12月31日
エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	昭和61年5月31日 （輸入自動車にあっては、平成元年3月31日）
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）	昭和63年5月31日（輸入自動車にあっては、平成3年3月31日）
カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）	平成元年5月31日（輸入自動車にあっては、平成4年3月31日）

[使用過程車の近接排気騒音規制値（大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外）]

- 平成28年騒音規制以前（別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定）

単位：dB

自動車の種別			10年以前	10年規制	11年規制	12年規制	13年規制
定員10人以下の乗用車を除く	車両総重量3.5トン超で150kW超	全輪駆動車、トラクタ、クレーン車	107				99
		貨物車	107				99
	車両総重量3.5トン超で150kW以下	バス	107	99			
		全輪駆動車、トラクタ、クレーン車	105				98
		貨物車	105				98
	車両総重量3.5トン以下1.7トン超	バス	105			98	
			103			97	
	軽自動車	ボンネットバン	103			97	
キャブオーバ		103			97		
定員10人以下の乗用車（普通、小型、軽）	後部にエンジン	定員7人以上	103		100		
		定員6人以下	103	100			
	後部にエンジン以外	定員7人以上	103		96		
		定員6人以下	103	96			

平成 28 年騒音規制車

①市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車

- 別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音が、性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から 5 dB を超えないこと。

②消音器の改造・交換を行っていない自動車

- 別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音が自動車検査証備考欄記載値又は記録値 + 5 dB を超えないこと。

③消音器の改造・交換を行った自動車

自動車の種別と記載値又は記録値	規制値（別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音が下記以下であること）	
乗車定員 11 人以上の乗用自動車及び貨物自動車		
車両総重量 3.5 トン超、原動機最高出力が 150kW を超えるもの		
検査証備考欄の近接排気騒音	94dB 超	検査証備考欄記載値又は記録値 + 5 dB
記載値又は記録値	94dB 以下	99dB
車両総重量 3.5 トン超、原動機最高出力が 150kW 以下のもの		
検査証備考欄の近接排気騒音	93dB 超	検査証備考欄記載値又は記録値 + 5 dB
記載値又は記録値	93dB 以下	98dB
車両総重量 3.5 トン以下のもの		
検査証備考欄の近接排気騒音	92dB 超	検査証備考欄記載値又は記録値 + 5 dB
記載値又は記録値	92dB 以下	97dB
乗車定員 10 人以下の乗用自動車		
車両の後部に原動機を有するもの		
検査証備考欄の近接排気騒音	95dB 超	検査証備考欄記載値又は記録値 + 5 dB
記載値又は記録値	95dB 以下	100dB
車両の後部に原動機を有するもの以外のもの		
検査証備考欄の近接排気騒音	91dB 超	検査証備考欄記載値又は記録値 + 5 dB
記載値又は記録値	91dB 以下	96dB

〔使用過程にある二輪自動車及び側車付二輪自動車の近接排気騒音規制値〕

- 平成 26 年騒音規制以前（小型自動車）（別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定）
単位：dB

昭和61年6月1日～	平成元年4月1日	平成13年10月1日	平成15年9月1日
新型車	99		94
継続生産車		99	94
輸入車		99	94

1 ブレーキ制動力

1 制動力の判定基準の単位

制動力の判定基準では、単位に「N/kg」が使われている。この単位について解説する。

「N」は力の単位である。1Nは、質量1kgの物体に1m/s²の加速度を生じさせる力と定義されている。地球の重力加速度は約9.8m/s²であることから、質量1kgの物体に作用する重力は、1kg×9.8m/s²=9.8Nということになる。

一方、「kg」は質量の単位である。自動車については、前軸重や後軸重、車両重量の単位に使われている（重量の単位は慣習的に「kg」が使われている）。

判定基準の「N/kg」は、重量あたりの制動力ということになる。例えば、1N/kgは重量1kgあたり1Nの制動力であることを表している。仮に自動車の重量が1000kgであるとすると、制動力は1000Nとなる。この値がどの程度の大きさであるのか、判断する際の目安となるものに、自動車の重力がある。仮に自動車の制動力と重力が等しいとすると、重量1kgに作用する重力は9.8Nであることから、制動力の割合は9.8N/kgとなる。

自動車の重量に対する制動力の総和の割合は「4.90N/kg」と定められている。9.8N/kgを基準とすると、50%ということになる。同様に他の割合「3.92N/kg」「1.96N/kg」「0.98N/kg」「0.78N/kg」は、9.8N/kgのそれぞれ40%、20%、10%、8%となる。

制動力の判定基準に「N/kg」を使うことで、重量に応じて一定割合以上の制動力を備えなければならない。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程（9-3）では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準（編集部要約）

項目	制動力の判定基準	
主制動装置	制動力の総和	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを3.92N/kgに読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。
	左右の車輪の制動力の差	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。
駐車ブレーキ	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上であること。	

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎これらの基準のうち、「4.90N/kg以上」「3.92N/kg以上」「0.98N/kg以上」「0.78N/kg以下」「1.96N/kg以上」の数値は完全に暗記しておく必要がある。計算値の適否を判定するために不可欠である。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1－3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重をみなすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定が出来るようになる。

また、問題を解くに当たっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法（小数点以下第4位切り捨て）などに注意する。

2 年度別計算問題

1 令和4年度 第1回問題

【1】次に掲げる自動車検査証（抜粋）の自動車について、保安基準の細目告示及び審査事務規程に基づきブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ、次に掲げる指定整備記録簿（抜粋）の制動力欄に記載した制動力測定結果を得た。ただし、審査時車両状態におけるこの自動車の各軸重の測定は行っていないものとする。また、制動力計測時、ブレーキ・テストのローラは乾燥状態であった。以下(1)及び(2)の問いに答えなさい。[改]

(1) この自動車の主制動装置及び駐車ブレーキの制動能力について、指定整備記録簿の制動力欄①から⑤の値を求め記入しなさい。ただし、答えが小数点以下になるものは、小数点以下第4位を切り捨て、小数点以下第3位まで記入するものとする。

(2)〔表1〕の判定根拠数値欄に保安基準の細目告示及び審査事務規程に定めるブレーキ・テストが乾燥している状態での判定根拠数値を⑥から⑩に記載しなさい。また、当該自動車の保安基準への適合性について判定を行い、判定欄⑪から⑮の「適」「否」いずれか該当するものに○印をつけなさい。

1 自動車検査証

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
普通	乗用	自家用	箱型			
乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量	
5人	-kg		1430kg		1705kg	
※最高速度180km/hとする。			前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
			830kg	-kg	-kg	600kg
			型式指定番号		類別区分番号	

2 指定整備記録簿

制動力				
前軸	右	3690N	軸重 kg	左右差 N
	左	3320N		(①) N/kg
後軸	右	480N	軸重 kg	左右差 N
	左	250N		(③) N/kg
計		N	車両重量 kg	(④) N/kg
手動		2980N		(⑤) N/kg

※①から⑤は、〔表1〕における各項目の番号とする。

〔表1〕

項目			判定根拠数値	判定
主制動力	前軸	①審査時車両状態における前軸重に対する左右差	(⑥) N/kg 以下	⑪適・否
	後軸	②審査時車両状態における後軸重に対する左右差	(⑦) N/kg 以下	⑫適・否
		③審査時車両状態における後軸重に対する制動力の割合	(⑧) N/kg 以上	⑬適・否
	総和	④審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の割合	(⑨) N/kg 以上	⑭適・否
⑤審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合			(⑩) N/kg 以上	⑮適・否

解説

①「審査時車両状態における前軸重に対する左右差」

- ・①は、前軸の制動力の左右差を審査時車両状態における前軸重で除した値である。
- ・前軸の制動力の左右差＝前軸（右－左）＝3690N－3320N＝370N
- ・審査時車両状態における前軸重は、検査証及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。
審査時車両状態における前軸重＝車両重量（前前軸重）＋55kg＝830kg＋55kg＝885kg
- ・以上の結果、①は次のとおりとなる。

$$\text{①} = \frac{\text{前軸の制動力の左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{370\text{N}}{885\text{kg}} = 0.4180\dots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により、小数点以下第4位を切り捨てる。小数点以下第4位はこの場合「0」であり、これを切り捨てると、答えは「0.418N/kg」となる。
- ・判定基準値は「⑥0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.418N/kg」であることから、判定は「⑪適」となる。

第4章 年度別試験問題

- ◎中部運輸局が行う検査員教習修了試問の保安基準関連の出題は、試問実施年度を自動車の製作年月とすることが多い。
- ◎そこで、第4章に収録した過去の試問については、自動車の製作年月日の明記されていないもの及び自動車の製作年月日に関する個別条件のないものについては、令和5年8月3日を製作年月として模範解答及び解説を収録した。

[年度別試験問題の共通注意事項]

- ◎本問題における法令等の略称は、次による。

道路運送車両法	法
道路運送車両法施行規則	施行規則
優良自動車整備事業者認定規則	認定規則
指定自動車整備事業規則	指定規則
自動車点検基準	点検基準
道路運送車両の保安基準	保安基準
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示	保安基準の細目告示
自動車検査業務等実施要領	実施要領
独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程	審査事務規程
- ◎保安基準関係の問題は、保安基準の緩和が適用されない一般の自動車を対象としています。

4-1 ▶令和4年度第1回 自動車検査員教習修了試問

【1】 次の各文は、「法」及び「施行規則」に規定されている条文から抜粋したものです。各文の（ ）の中にあてはまる最も適切な字句又は数値を下枠の中から選び、その番号を記入しなさい。ただし、同じ番号を何回使用してもよい。

1. 法第1条（目的）

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(①)の福祉を増進することを目的とする。

2. 法第3条（自動車の種別）

この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は(②)を基準として国土交通省令で定める。

3. 法第4条（登録の一般的効力）

自動車(③)、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第29条から第32条までを除き本章において同じ。)は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

4. 法第15条（永久抹消登録）

登録自動車の(④)は、次に掲げる場合には、その事由があった日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、使用済自動車の再資源化等に関する法律による情報管理センター（以下単に「情報管理センター」という。）に当該自動車が同法の規定に基づき適正に解体された旨の報告がされたことを証する記録として政令で定める記録（以下「解体報告記録」という。）がなされたことを知った日）から15日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

- (1) 登録自動車が増失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。
- (2) 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなったとき。

2～5（省略）

5. 法第19条（自動車登録番号標の表示の義務）

自動車は、第11条第1項（同条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、(5) しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

6. 法第31条（打刻の塗まつ等の禁止）

何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の(6)を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

7. 法第41条（自動車の装置）

自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める(7)上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- (1) 原動機及び動力伝達装置
- (2) 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- (3) 操縦装置
- (4) 制動装置
- (5) ばねその他の緩衝装置
- (6) 燃料装置及び電気装置
- (7) 車枠及び車体
- (8) 連結装置
- (9) 乗車装置及び物品積載装置
- (10) 前面ガラスその他の窓ガラス
- (11) 消音器その他の騒音防止装置
- (12) ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- (13) 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- (14) 警音器その他の警報装置
- (15) 方向指示器その他の指示装置
- (16) 後写鏡、窓拭き器その他の視野を確保する装置
- (17) 速度計、走行距離計その他の計器
- (18) 消火器その他の防火装置
- (19) 内圧容器及びその附属装置
- (20) 自動運行装置
- (21) その他政令で定める特に必要な自動車の装置

2（省略）

8. 法第61条（自動車検査証の有効期間）

自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては1年、その他の自動車にあつては2年とする。

2 次の各号に掲げる自動車について、初めて前条第1項又は第71条第4項の規定により自動車検査証を交付する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

(1) 前項の規定により自動車検査証の有効期間を1年とされる自動車のうち車両総重量8t (⑧)の貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であるもの 2年

(2) 前項の規定により自動車検査証の有効期間を2年とされる自動車のうち自家用乗用自動車（人の運送の用に供する自家用自動車であつて、国土交通省令で定めるものを除く。）及び二輪の小型自動車であるもの 3年

3～4（省略）

9. 法第66条（自動車検査証の備付け等）

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより (⑨) を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

2～5（省略）

10. 法第67条（自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査）

自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があつたときは、その事由があつた日から (⑩) 以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに変更記録を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。[改]

2～4（省略）

11. 法第71条（予備検査）

1～3（省略）

4 自動車予備検査証の交付を受けた自動車についてその (⑪) が定められたときは、その使用者は、国土交通大臣に当該自動車予備検査証を提出して、自動車検査証の交付を受けることができる。

5～9（省略）

12. 法第99条の2（不正改造等の禁止）

何人も、第58条第1項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が (⑫) に適合しないこととなるものを行つてはならない。

13. 施行規則第8条（封印）

封印の取りつけは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の左側の取りつけ箇所に行うものとする。

2 封印には、(⑬) の表示をしなければならない。

3 法第11条第5項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は次のとおりとする。

(1) 自動車の整備のため特に必要があるとき。

(2) (省略)

R4.1

▷ 模範解答

【1】

- ①-1 (公共)：車両法1条
- ②-3 (定格出力)：車両法3条
- ③-13 (軽自動車)：車両法4条
- ④-11 (所有者)：車両法15条1項1号、2号
- ⑤-14 (被覆)：車両法19条
- ⑥-19 (識別)：車両法31条
- ⑦-2 (保安)：車両法41条1項1～21号
- ⑧-21 (未満)：車両法61条1項、2項1号、2号
- ⑨-18 (検査標章)：車両法66条1項
- ⑩-23 (15日)：車両法67条1項
- ⑪-25 (使用の本拠の位置)：車両法71条4項
- ⑫-26 (保安基準)：車両法99条の2
- ⑬-17 (運輸監理部又は運輸支局)：施行規則8条2項
- ⑭-24 (小型)：施行規則35条の3 1項1～3号
- ⑮-6 (1月)：施行規則44条1項

【2】

- × (小型特殊自動車は対象外)：車両法77条1号
- × (部品を交換してから再度検査を行う)：車両法94条の5 4項
- × (指定自動車整備事業者も含まれる)：車両法94条の7
- ：施行規則3条8号イ
- ：施行規則62条の2の2 1項2号
- ：指定規則4条1号
- ：指定規則9条1項
- × (最初⇒最後)：整備事業の取扱い 別添3の2 第2(4)
- × (主任技術者⇒事業場管理責任者)：整備事業の取扱い 別紙3の2 2.(1)
- ：整備事業の取扱い 別紙3の2 2.(5)

【3】

- ①-4 (公衆)：車両法89条1項
- ②-3 (解任)：車両法94条の4 4項
- ③-6 (指定自動車整備事業者)：④-4 (自動車検査員)：車両法94条の5 1項
- ⑤-3 (依頼者)：車両法94条の6 1項1～6号
- ⑥-1 (依頼者)：施行規則62条の2の2 1項1号
- ⑦-3 (検査作業)：認定規則第5条2号
- ⑧-4 (サイドスリップ・テスト)：指定規則2条1項2号イ～リ
- ⑨-1 (番号)：指定規則10条
- ⑩-4 (二輪の小型自動車)：指定規則10条の2
- ⑪-1 (1年)：指定規則12条1項
- ⑫-1 (最小回転半径)：指定規則 別表第2 1. ロ(3)
- ⑬-2 (精度向上)：整備事業の取扱い 別添3 第5(4)
- ⑭-5(5)：⑮-2(2)：整備事業の取扱い 別紙3の2 1.

【4】

- ①-12 (当該自動車)：②-2 (整備)：車両法49条1項1～5号
- ③-6 (6月)：④-10 (第5)：車両法48条1項2号、点検基準2条3号
- ⑤-7 (1年)：⑥-11 (第6)：車両法48条1項3号、点検基準2条5号
- ⑦-5 (3月)：⑧-7 (1年)：点検基準4条2項、別表第4
- ⑨-7 (1年)：点検基準 別表第6
- ⑩-2 (整備)：車両法54条の2 1項

R4.1